

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び同法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく書面)

2023 年 4 月 1 日

株式会社 LIFULL
健美家株式会社

2023年4月1日

吸収分割に係る事後開示書面
(会社法第791条第1項第1号及び同法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく書面)

東京都千代田区麴町一丁目4番地4
株式会社LIFULL
代表取締役 井上 高志

東京都千代田区麴町一丁目4番地4
健美家株式会社
代表取締役 倉内 敬一

株式会社LIFULL（以下「吸収分割会社」といいます。）と健美家株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）とは、2022年10月24日付吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約書」といいます。）に基づき、吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を実施しました。会社法第791条第1項第1号及び同法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は下記のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2023年4月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）
本件吸収分割において、会社法第784条の2の規定に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
本件吸収分割は、吸収分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第785条第1項第2号の規定に基づき、同法第785条の規定による手続を行っていません。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

吸収分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

吸収分割会社は、会社法第 789 条の規定に従い、2023 年 2 月 13 日付官報及び電子公告により、本件吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

会社法第 796 条の 2 の規定による吸収分割の差止請求をした株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全親会社であり、かつ特別支配会社であるため、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、吸収分割承継会社の株主（吸収分割会社）に対する通知は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2023 年 2 月 13 日付官報及び電子公告により、本件吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、2023 年 4 月 1 日付で、吸収分割会社から本件吸収分割契約書に定められた不動産投資事業を承継しました。

5. 本件吸収分割に係る変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2023 年 4 月 14 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上